

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例6 「個人情報の漏えい」(①通常版)

<事例>

中学校勤務のA教諭は2学期に入ってから、週末に自宅で仕事を進めるために、過去2年間自分が教科担当をした生徒150名分の評定一覧表など、校外への持ち出しが禁止されている生徒の個人情報を、個人が所有しているUSBメモリに保存し持ち帰っていた。

ある日の午後5時30分ころ、A教諭はそのUSBメモリをバッグに入れ学校から退勤した。帰宅途中自転車で自宅近くの商業施設に寄り、自転車の前かごにバッグを入れたまま駐輪場に自転車を止め買い物をした。買い物を終えて自転車に戻ると、バッグは盗まれており、USBメモリを紛失した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが行いたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例6 「個人情報の漏えい」(②短時間版)

<事例>

中学校勤務のA教諭は2学期に入ってから、週末に自宅で仕事を進めるために、過去2年間自分が教科担当をした生徒150名分の評定一覧表など、校外への持ち出しが禁止されている生徒の個人情報を、個人が所有しているUSBメモリに保存し持ち帰っていた。

ある日の午後5時30分ころ、A教諭はそのUSBメモリをバッグに入れ学校から退勤した。帰宅途中自転車で自宅近くの商業施設に寄り、自転車の前かごにバッグを入れたまま駐輪場に自転車を止め買い物をした。買い物を終えて自転車に戻ると、バッグは盗まれており、USBメモリを紛失した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例6 「個人情報の漏えい」

1 事例の問題点

- ・ 校外への持ち出しが禁じられている個人情報であったにもかかわらず、教員個人のUSB内に保存して持ち出したこと。
- ・ 個人情報の管理意識や危機管理への意識が完全に欠如していること。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分の取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）より

行為等の態様		基準
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限り）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

3 発生後の対応

【管理職】

- ・ 紛失、漏えい時の状況及び書類等事実の確認
- ・ 警察への連絡内容の確認
- ・ 教育委員会へ第一報
- ・ 児童生徒、保護者への謝罪及び説明方針を決定
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 関係書類の再度作成
- ・ 個人情報管理の再点検の指示
- ・ 事案の要因分析と再発防止策の作成
- ・ 個人情報管理上の注意の再確認
- ・ 保護者などへの説明内容の明示

※ 児童生徒のプライバシーに関する書類が他者に渡るという重大な事象であることを認識し、誠意をもった謝罪、事情説明を行う。

- ・ 事故報告書の作成と教育委員会への報告

【教職員】

- ・ 管理職への報告（紛失、漏えいした書類と、その時の状況）
- ・ 警察への連絡（紛失届）

4 防止のためのチェックポイント

- 学校では、個人情報に関する書類や電子データを学校外に持ち出さないなど、個人情報の管理規程等のルールが適切に定められ、管理体制が確立しているか。
- 学校では、個人情報の管理を含む情報管理に関する指導や研修が計画的に行われているか。
- 教職員は、児童生徒や保護者の個人情報は、法令に基づく守秘義務があることを理解しているか。
- 教職員は、職員室の机上やコピー機、PCの周辺等に個人情報を放置しないように気を付けているか。
- 教職員は、外部からの電話等の問い合わせに対し、児童生徒や保護者、教職員の個人情報について、聞かれるままに答えていないか。
- 教職員は、職務上知り得た秘密を安易に家族等近しい者に漏らしていないか（職を退いた後も適用）。
- 学校では、情報ネットワーク（校内LAN等）の管理規程が設けられ、教職員は遵守しているか。
- 教職員は、電子メールアドレスは個人情報であることに留意し、外部の複数に送信する際は、他の送信先アドレスが分からないようBCCを利用しているか。
- 学校では、個人情報を含んだ帳簿や電子データについて保存期間を定め、保存期間を過ぎた個人情報の処理・廃棄方法は適切に行われているか。

5 関係法令、通知等（概要）

◎「地方公務員法」

第34条（秘密を守る義務）

…職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

◎「個人情報の保護に関する法律」

第12条（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

…地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- ◎「個人情報の保護に関する法律施行条例」
 - ◎「島根県情報セキュリティポリシー」（令和5年8月 島根県）（※）
 - ◎「島根県立高等学校指導者用端末管理規程」（一部改正：令和5年9月5日付け島教指第661号）（※）
 - ◎「タブレット等の情報端末利用にあたっての留意事項」（平成30年3月30日付け島教企第1469号）等（※）
- ※ 市町村立学校教職員については、各市町村の例規によること。
- ◎「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」（令和6年7月改訂 島根県教育委員会）

6 類似事例

- 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。
 - ※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例1：個人情報の漏えい（成績表盗難））

小学校のA教諭は、学期末の成績処理をするため、管理職の許しを得ることなく、成績表を持ち帰り、自らの自動車の後部座席に置いて帰宅した。しかし、家の駐車場に着くと、成績表を置いていることを忘れ、そのまま家に入り、夕食をとった。

その後、成績表を自動車に置き忘れていたことに気が取りに行くと、窓ガラスが割られており、成績表が盗まれていた。

〈例：戒告〉

（類似事例2：個人情報の漏えい（健康カード紛失））

小学校に勤務するA教諭は、4月から5月の間に勤務校の職員室において、担任をする6年生児童28名分の健康カードを紛失させた。A教諭は、健康カードを紛失したことを誰にも言わず、年度末まで管理職に報告しなかった。

〈例：戒告〉

（類似事例3：個人情報の漏えい（生徒情報のネット流出））

高等学校に勤務する30代のA教諭は、生徒の個人情報が記された書類を管理職の許可なく、職員室から持ち出して図書室に置き忘れた。書類は、校内で見つかったが、複数の生徒が書類の内容を見ており、その後、書類を生徒がスマートフォンで撮影したとみられる画像がインターネット上に流出しているのが確認された。書類には、特定の生徒について、「低学力」や「他の子から嫌われている」、「親がうるさい」などと書かれ、インターネット上でも、その内容が映っていた。

教育委員会は、生徒や保護者などに不安を与えたとして、A教諭に対して戒告の懲戒処分とし、また、上司にあたる校長に対しては、個人情報の管理体制を十分に整備しな

かったほか、資料の内容に一部不適切な表現が含まれていたにもかかわらず是正しなかったとして、減給1か月の懲戒処分とした。

〈例：戒告、減給〉

(類似事例4：個人情報の漏えい(校内での生徒情報の不適切な取扱い))

中学校に勤務するA教諭は、2年生の担任を務めていた。年度当初から、およそ3か月にわたって、2年生121人分の氏名や成績に関する学習状況など、生徒の個人情報が授業で使うタブレットで閲覧できる状態となっており、18人の生徒が閲覧していたことが分かった。原因は、A教諭とB教諭の2人が、年度末から年度当初にかけて、2年生生徒のデータを引き継ぐため、生徒が閲覧できる共有フォルダに保存するなど、個人情報を不適切に扱ったためであった。個人情報を他の生徒が見ていると、2年生生徒から他の教員に訴えがあり、発覚した。

教育委員会の調べに対して、A教諭は「生徒や保護者に多大な心配と不安を与え、信頼関係を壊したことを猛省している」などと話している。教育委員会は、2人の教員を戒告の懲戒処分とし、また、個人情報管理にかかる指導・監督に適性を欠いたとして、校長を戒告の処分とした。

〈例：戒告〉

(類似事例5：個人情報の漏えい(裏紙再利用印刷による漏えい))

小学校に勤務する3年生担任のA教諭は、普段から不要となった紙の裏面を利用し、児童の教材等に活用していた。12月のある日、A教諭が児童の家庭学習用のプリントを裏紙に印刷し配付した。その日の放課後、ある保護者から学校に電話があり、「子どもが持ち帰ったプリントの裏に、他のお子さんの成績表が印刷されている。問題ではないか」と連絡があった。A教諭は管理職に報告し、教員で手分けして、各家庭を訪問し確認をした。配付した25枚のプリントのうち、18枚の裏面に、A教諭が受け持つ学級の児童の成績表が印刷されており、すべて回収をした。確認した時点で、児童や保護者が成績表を目にしていたのは16件であった。

原因は、A教諭が成績処理のため印刷した用紙を、誤って再利用するための用紙の束に入れてしまい、その後、確認することなく、印刷し配付したことによるものであった。

後日、学校は緊急保護者会を開き、保護者に対してお詫びと事情説明をした。

〈例：減給〉

(類似事例6：個人情報の漏えい(メールの誤送信))

体調不良のため休んでいたB教諭は、成績処理の期限が過ぎており自宅で処理をしようと考え、A教諭に生徒の成績データを自宅のパソコンへ電子メールのアドレスへ送付するよう依頼した。A教諭は、データを4通に分けて、B教諭に送信したが、翌日にB教諭からメールが届いていないと連絡を受けた。確認したところ、送付したアドレスに誤りがあったことが判明した。学校は、成績など機密性の高い個人情報は電子メールでは送ってはならないと定めていたが、2人の教諭は十分に認識していなかった。

〈例：戒告〉